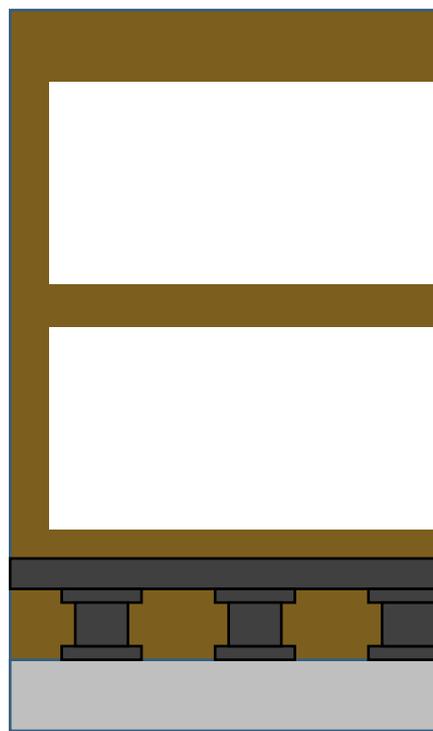
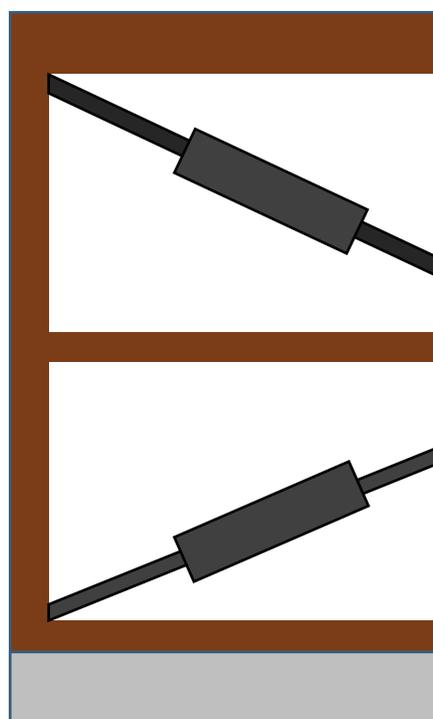
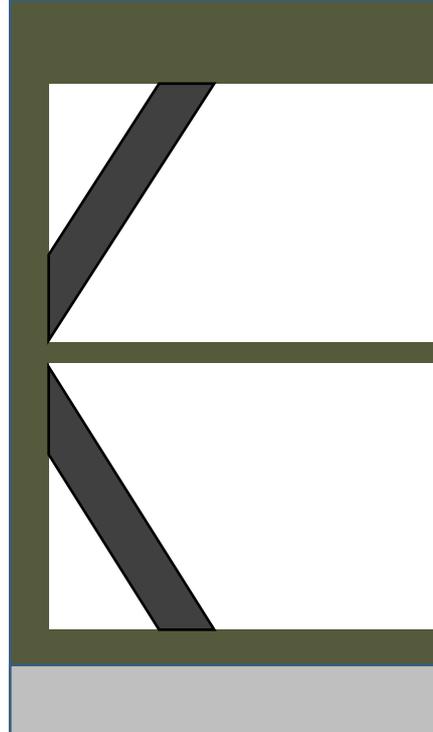


建築物に係る 耐震化支援制度のご案内

練馬区



はじめに

近年、阪神・淡路大震災（平成7年）、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、能登半島地震（令和6年）などの大地震により、甚大な被害が生じています。過去の地震では、建物の倒壊に起因する人的被害が多く発生しており、能登半島地震でも建物倒壊による圧死や窒息死等で多くの方が亡くなっています。

地震による建築物の被害は、建築基準法の耐震関係基準が改正された昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建築物で、多く発生しています。昭和56年から平成12年までの間に建てられた、いわゆる2000年基準を満たさない木造住宅についても、地震による被害が生じています。

国の地震調査委員会によると、今後30年以内に70%程度の確率で地震の規模を示す、マグニチュード7の首都直下地震が発生すると予測されており、大地震がいつ起こってもおかしくない状況です。

人命や財産を守るため、助成制度を活用して建築物の耐震化を進めましょう。



能登半島地震の被害

※耐震改修により期待される効果：現在の法で定められた基準に基づいて実施設計を行い、耐震改修工事を実施した場合、震度6強から震度7に達する程度の地震に対して人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないものとされています。

建築物の耐震化にかかる費用を助成します

耐震化の手法には
耐震改修工事または
除却・建替え工事がります



耐震改修

除却・建替え

練馬区耐震化促進事業助成要綱等に基づき耐震改修工事等の耐震化にかかる費用を助成します。

主な助成要件

- ☑ 昭和56年5月31日までに着工した建築物（**旧耐震建築物**）であること
または、
昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工した、平屋建てまたは2階建ての
木造（在来軸組工法）建築物（**新耐震建築物**）であること
- ☑ 原則、建築物に違反がないこと（除却をする場合や、工事完了までに是正が可能な場合など、例外もあります。まずは、ご相談ください。）
- ☑ 建築物の所有者が申請すること
- ☑ 建築物の所有者が住民税等を滞納していないこと

留意事項

- ・ 対象費用について、補助対象が重複する、国や東京都などの補助金等の併用はできません。
- ・ 耐震改修工事または建替え工事の完了後10年間は、交付対象財産の形態を維持する必要があります。

お持ちの建築物はどちらにあてはまりますか？

旧耐震建築物

住宅  → 3ページへ

マンションなど  → 9ページへ

■ 分譲マンション（3階以上）

地階を除く階数が3以上かつ、耐火建築物または準耐火建築物で、2以上の区分所有者がいるもの。

■ 特定建築物

不特定多数の方が利用する建築物で、主として3階以上かつ1,000㎡以上のもの（店舗、事務所、賃貸マンションなど）

■ その他建築物

一般緊急輸送道路沿道建築物  → 11ページへ

一般緊急輸送道路に面し、一定の高さを超える建築物。

新耐震建築物

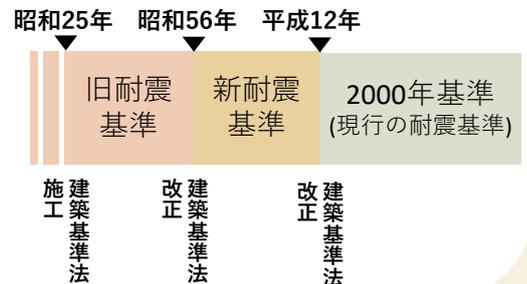
2000年基準を満たさない木造住宅 → 3ページへ

2000年基準を満たさない木造住宅とは？

昭和56年の建築基準法大改正により、初めて大地震に対する耐震性能の内容が盛り込まれ、これ以前を「旧耐震基準」、以降を「新耐震基準」と呼んでいます。

さらに、「新耐震基準」の建築物の中でも、平成12年の改正により、主に木造住宅の柱梁接合部の金物の仕様や耐力壁の配置バランスが明確化されました。

そのため、昭和56年から平成12年までに着工した在来軸組工法の木造建築物は現行の耐震基準を満たしていないため、「2000年基準を満たさない木造住宅」と呼ばれています。



耐震化の判定と基準

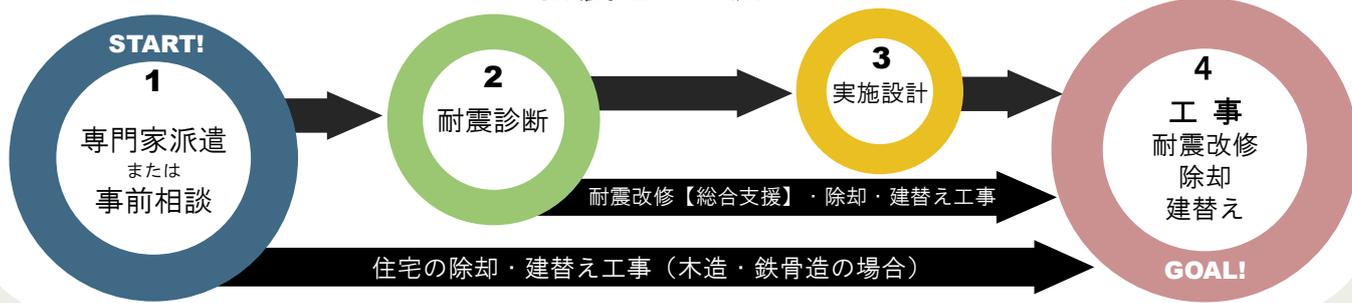
耐震性能の判定は、「国の基本方針」に基づき行われます。耐震化を判定するための指標のうち主なものとして、木造建築物は、構造耐震指標 I_w 値（以下「 I_w 値」という。）、非木造建築物については同様の構造耐震指標 I_s 値（以下「 I_s 値」という。）があります。

耐震性能の判定の法定基準は、建築物が保有すべき最低限の基準として中規模の地震動（震度5強程度）に対してほとんど損傷を生じず、大規模の地震動（震度6強から7に至る程度（阪神・淡路大震災クラス））に対して人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

構造耐震指標（ I_w 値・ I_s 値）と判定		
I_w 値（木造）	I_s 値（非木造）	判定
1.0以上	0.6以上	倒壊する可能性が低い
0.7～1.0未満	0.3～0.6未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	0.3未満	倒壊する可能性が高い

住宅の耐震化支援制度

耐震化への流れ



対象の建築物はつぎのいずれかに該当するものです

- 戸建住宅または長屋
- 2階以下の分譲マンション
- 2階以下または延べ面積が1,000㎡未満の賃貸住宅

※ 住宅は店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。

共同住宅の分類	1階建	2階建	3階建以上
分譲マンション	○	○	分譲マンション (9ページへ)
賃貸住宅	○	○	○ 1,000㎡以上は、特定建築物 (9ページへ)

1 まずは専門家派遣制度や事前相談

耐震化助成を利用するためには、建築物の調査が必要となります。専門家派遣では、区から派遣された建築士が、平面図等を作成し、耐震化に向けたアドバイスをを行います。木造住宅の場合は、耐震診断も区で実施することができます。（無料）専門家派遣制度を利用しない場合は、区に事前相談をしてください。

専門家派遣制度（無料）

■ 実施内容

専門家が現地に訪問し、耐震化に関する相談や目視による現地調査、簡単な図面復元などを行います。

■ 要件

- ☑ 区内にあること
- ☑ 延べ面積の過半を住宅の用途が占める建築物
- ☑ 延べ面積が1,000㎡未満
- ☑ 次の①・②のいずれかに該当する住宅
 - ① 昭和56年（1981年）5月以前に新築工事に着手した住宅
 - ② 昭和56年（1981年）6月以降、平成12年（2000年）5月以前に新築工事に着手した木造住宅（平屋建てまたは2階建ての在来軸組工法（基礎はコンクリート造）に限る。）
- ☑ 過去に専門家派遣制度を受けていないこと

2 耐震診断実施制度（無料）

■ 実施内容

専門家が実際に構造計算することで、建物の耐震性を数値により評価します。

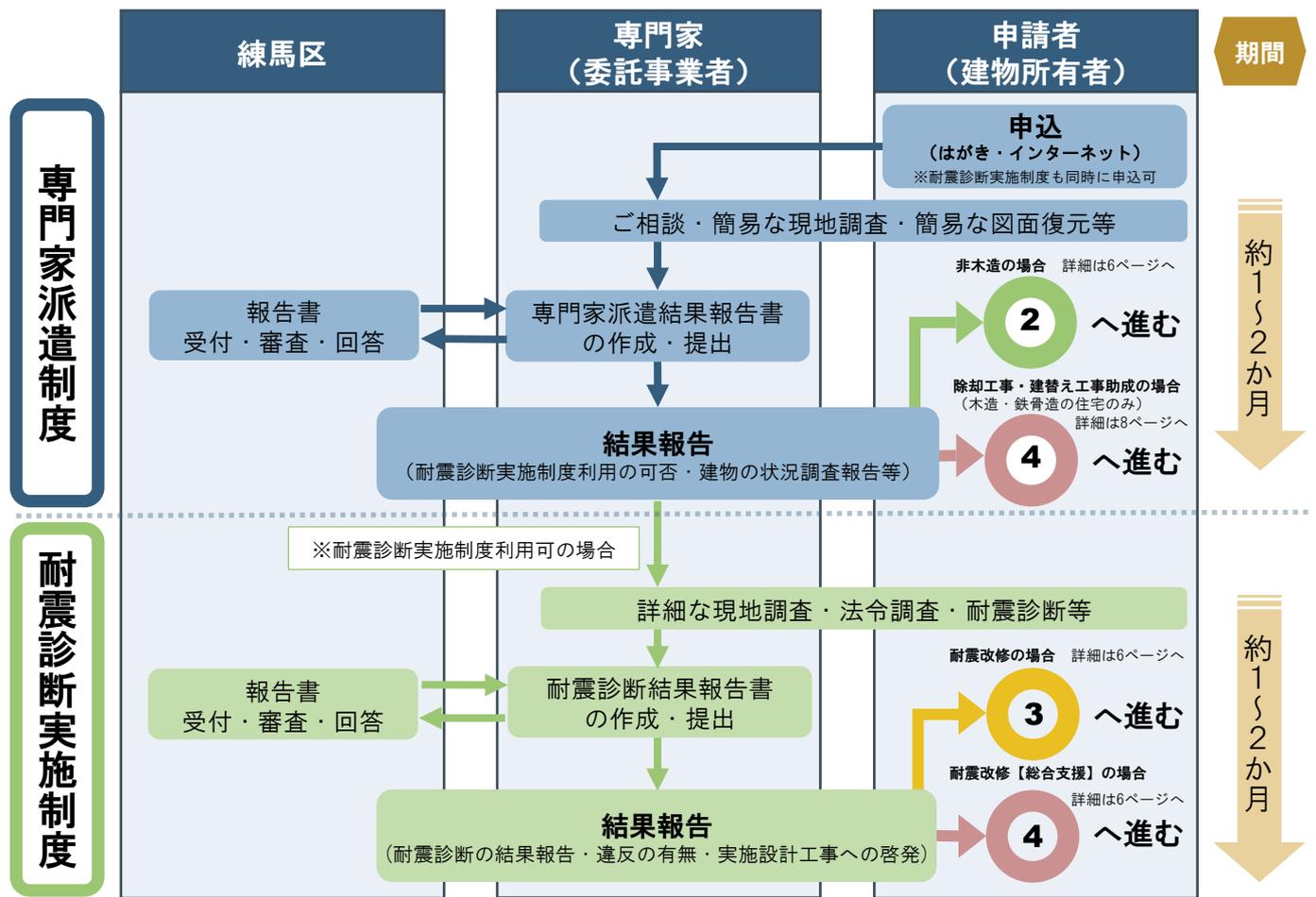
■ 要件

- ☑ 木造住宅であること
- ☑ 専門家派遣の結果、耐震診断の実施が可能と判断されたもの
- ☑ 過去に耐震診断実施制度または耐震化促進事業による耐震診断の助成金の交付を受けていないこと

耐震診断が可能と判定された木造住宅



専門家派遣および耐震診断実施制度の流れ



専門家派遣制度、耐震診断実施制度は、区が委託する一般社団法人練馬区建築設計事務所協会が実施します

申込み後の受付業務や日程調整等は、委託事業者が行います。専門家派遣制度や耐震診断実施制度に関するお問い合わせは委託事業者にお願いします。

一般社団法人 練馬区建築設計事務所協会
〒178-0063
練馬区東大泉6-34-30 SKビル202
TEL 03-5935-8723

※ お問い合わせは上記へお願いします。

委託事業者のHPはこちらからご覧ください
<https://neri-arch.com/>



郵便はがき

1 7 8 - 8 7 9 0

一般社団法人 練馬区建築設計事務所協会 宛

東京都練馬区東大泉六一三四一三〇
SKビル二〇二号



専門家派遣・耐震診断実施制度 申込方法

申込方法は、①インターネット、②郵送のいずれかの方法でお申し込みください。

※ ただし、耐震診断実施制度は、専門家派遣の結果、耐震診断の実施が不可と判断された場合、専門家派遣までの実施となります。

※ **申込みは、原則として住宅の所有者です。**

①インターネット（LoGoフォーム）による申込

<https://logoform.jp/form/G2rU/448558>



LoGoフォーム

②郵送による申込

本用紙のはがきに必要事項を記入しポスト投函ください

申込み後、下記の書類をご準備ください

- ☑ 建築時期が確認できる書類の写し **必須**
例) 建築確認通知書、登記事項証明書（建物）、固定資産税課税明細書 など
- ☑ 建物所有者がわかる書類の写し ※ 耐震診断実施制度を利用する場合 **必須**
例) 登記事項証明書（建物）、固定資産税課税明細書 など

建築士が訪問した際にお渡しください。

※ **訪問時に確認できなかった場合、実施できないことがあります。**



練馬区長宛

年 月 日

キリトリ線

フリガナ	
申込者氏名	
住所	〒 _____
電話番号	
※（平日9時～17時）連絡が取りやすい時間、曜日や質問等あれば記入してください。	

建物住所	〒 _____
建築年次	昭和 _____ 年 月 日 平成 _____
延べ面積	_____ m ² 坪

よくあるご質問

Q1 どれくらいの期間がかかりますか？

A1 状況・時期により異なりますが、専門家派遣では、最初の現地調査から結果のご報告まで約1～2か月です。耐震診断実施制度は、約1～2か月です。

Q2 除却工事や建替え工事助成を申請しようと考えています。専門家派遣を申し込まないといけませんか？

A2 除却工事や建替え工事の助成を利用する場合は、建築物の調査が必要となります。専門家派遣制度では建築物の調査を実施しますので、こちらを活用いただくか、区に事前相談をしていただく必要があります。

● 耐震相談会

建築物の耐震性について建築士に相談ができます

土曜日や日曜日に建物の耐震化について建築士に相談ができる相談会を実施しています。

開催日は区報、ホームページ等でお知らせします（年4回程度）。

原則予約制となっておりますので耐震相談窓口にお問合せください。

2

耐震診断（非木造の場合または3ページに記載の区の耐震診断実施制度を利用しない場合）

構造計算等により建物の耐震性を調べます



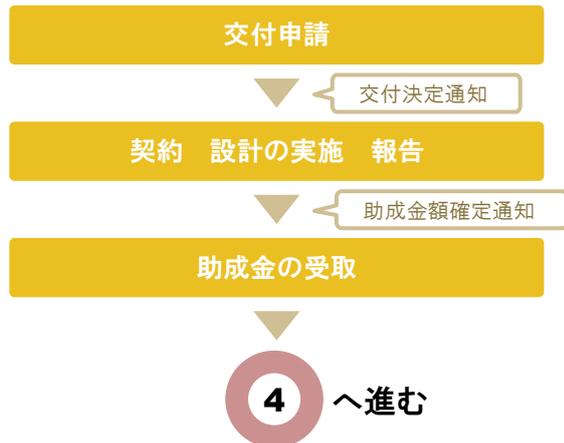
助成金		
	助成率	上限額
耐震診断 (木造住宅)	3/4	12万円
耐震診断 (非木造住宅)		100万円

- ※ このほか、面積による限度額もあります。
- ※ 助成を受けるためには、必ず**交付決定通知後に契約**を行ってください。
- ※ 耐震診断の結果、耐震化基準を満たしていた場合、設計および工事の助成は利用できません。
- ※ **木造住宅**の場合は、耐震診断実施制度（無料）による方法もあります。詳細は3ページをご覧ください。

3

実施設計（耐震改修工事【総合支援】の助成を利用しない場合）

診断結果をもとに建物の補強の設計を行います



助成金		
	助成率	上限額
実施設計（単体）	3/4	22万円

- ※ 助成を受けるためには、必ず**交付決定通知後に契約**を行ってください。
- ※ 第三者機関による評定（設計審査）の適合を取得したうえで、報告することが必要です。
- ※ 木造住宅の場合、耐震診断と実施設計の助成を同時に受けることが可能です。
- ※ 実施設計助成を利用した場合は、耐震改修工事（総合支援）の助成を利用できません。

4

耐震改修等工事

耐震改修等工事を実施することで、耐震性が確保されます



助成金		
	助成率	上限額
耐震改修工事（単体）	3/4	130万円
耐震改修工事【総合支援】*		170万円

- ※ 助成を受けるためには、必ず**交付決定通知後に契約**を行ってください。

*耐震改修工事助成【総合支援】

- ・耐震改修工事【総合支援】の場合、耐震改修工事費用に加え、**実施設計費用・工事監理費用も助成対象**となります。
 - ・耐震改修工事助成（総合支援）を受ける場合は、**実施設計助成を受けていない**ことが条件です。
- その他条件について、耐震総合窓口へご相談ください。

このほか要件を満たすと**助成金の割増**などがあります。
詳細は7ページ、8ページをご覧ください。

木造戸建住宅簡易補強工事

Iw値0.7相当以上の補強をする改修工事に対して、多少条件を緩和した助成制度です。詳細については耐震総合窓口へご相談ください。

助成金
上限50万円



税制・融資のご案内
13ページへ

住宅の助成金に割増などがある場合

住民税非課税世帯・地域輸送道路沿道建築物

要件

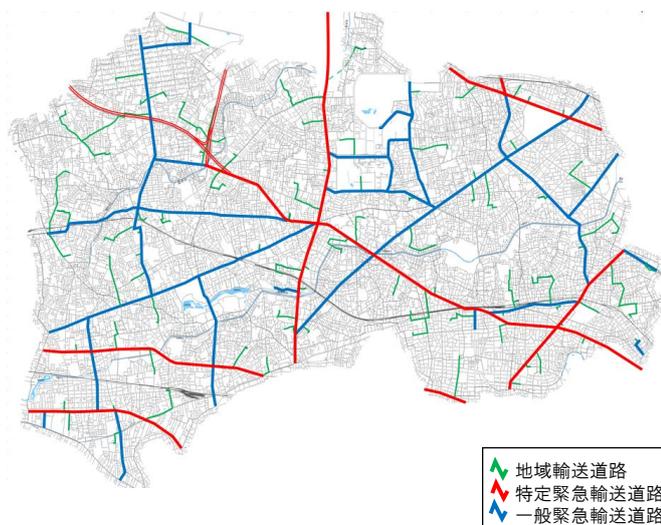
つぎのいずれかに該当すること

- ☑ 世帯全員が住民税非課税であること
- ☑ 地域輸送道路沿道建築物に該当する
旧耐震住宅であること

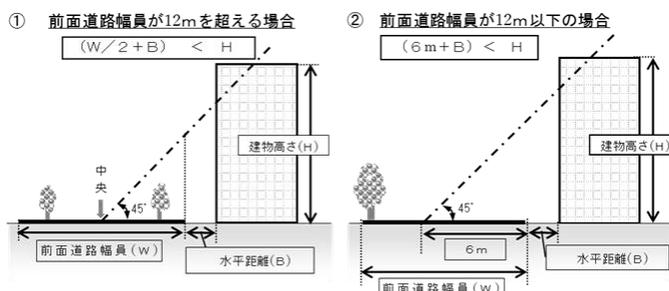
助成金		
	助成率	上限額
耐震改修工事	3/4	150万円
耐震改修工事 (総合支援)		190万円

地域輸送道路沿道建築物とは？

地域輸送道路とは、「練馬区耐震改修促進計画」において、避難所や病院などの地域の防災拠点と都が指定する緊急輸送道路とを結ぶ経路のことです。その道路に面し、一定の高さを超える建築物※のことを『地域輸送道路沿道建築物』と言います。



※一定の高さを超える建築物



障害者等居住住宅

要件

つぎのいずれかの方が居住する住宅

- ☑ 身体障害者手帳をお持ちの方
- ☑ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ☑ 愛の手帳をお持ちの方
- ☑ 介護保険の要介護・要支援認定を受けている方

助成金		
	助成率	上限額
耐震改修工事	3/4	200万円
耐震改修工事 (総合支援)		240万円

※ 防災まちづくり事業実施地区内の建替え工事にも割増があります。詳細は8ページへ

■ 防災まちづくり事業実施地区内

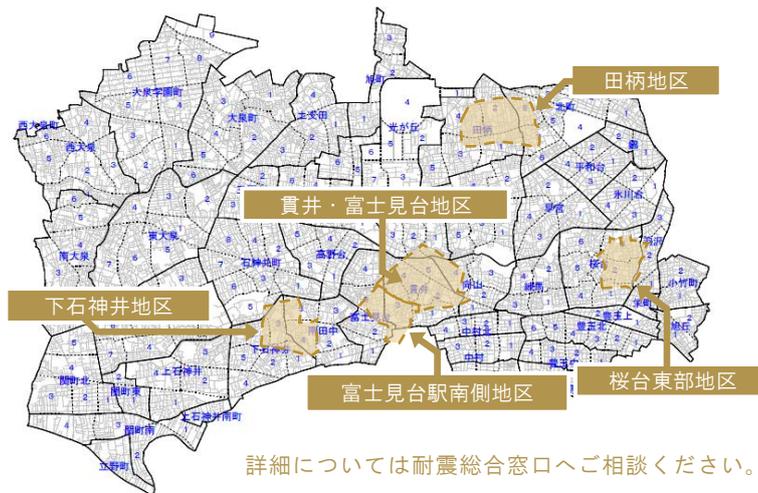
対象エリア

防災まちづくり事業実施地区

- ・ 防災まちづくり推進地区
(田柄、富士見台南側、下石神井)
- ・ 密集事業実施地区
(貫井・富士見台、桜台東部)

空家等活用促進区域

- ・ 田柄地区



詳細については耐震総合窓口へご相談ください。



地区内の耐火性を高め、不燃化を促進します。

要件

- ☑ 防災まちづくり事業実施地区内の旧耐震住宅であること

- ※ 除却工事・建替え工事助成を活用する場合は、除却後、新築する建築物を準耐火建築物以上の燃えにくい構造とすることなども条件です

*耐震改修工事助成【総合支援】

- ・ 耐震改修工事【総合支援】の場合、耐震改修工事費用に加え、実施設計費用・工事監理費用も助成対象となります。
- ・ 耐震改修工事助成（総合支援）を受ける場合は、実施設計助成を受けていないことが条件です。
- ・ その他条件について、耐震総合窓口へご相談ください。

*建替え工事助成

- ・ 建替え工事の場合、除却工事費用に加え、新築工事費用の一部も助成対象となります。
- ・ 建替え工事助成を受ける場合は、感震ブレーカーの設置、新築工事完了後の検査済証取得などを確認します。
- ・ その他条件について、耐震総合窓口へご相談ください。

助成金			
		助成率	上限額
耐震診断		10/10	20万円
実施設計 (耐震改修の設計)		3/4	30万円
耐震改修	耐震改修工事	3/4	270万円
	耐震改修工事 (総合支援)		310万円
除却	除却工事	3/4	150万円
	除却工事 (空家等活用促進区域内)		200万円
建替え	建替え工事*	3/4	225万円
	建替え工事* (空家等活用促進区域内)		275万円
	建替え工事* (障害者等居住住宅)		290万円

※ このほか、除却工事、建替え工事は、面積による限度額もあります。

● 耐震改修工事施工事業者の情報提供

安心して耐震改修工事を行っていただくために、耐震改修工事に係る講習会を実施し、区内の耐震改修工事の施工事業者の情報提供を行っています。耐震改修工事の施工事業者選びの参考にしてください。

施工内容や契約についての相談・申込みは、直接事業者にお問合せください。

施工事業者名簿 URL

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/johoteikyo.html>

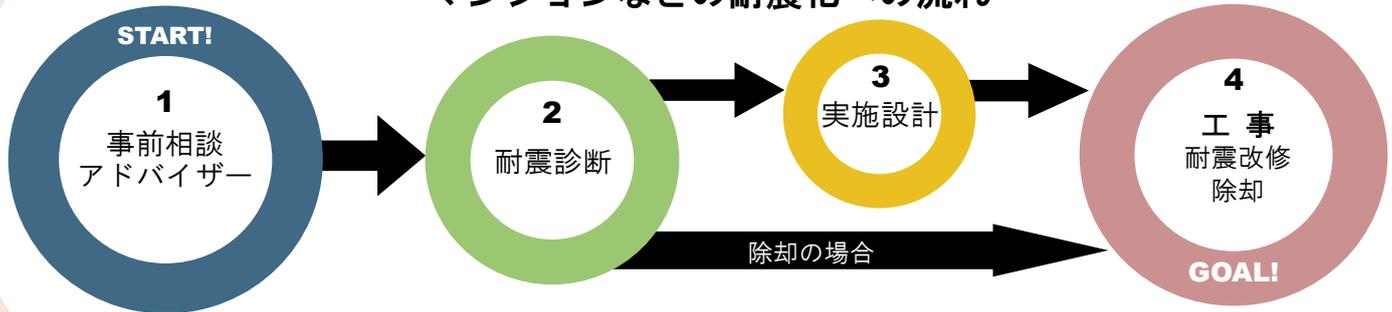


税制・融資のご案内
13ページへ



マンションなどの耐震化支援制度

マンションなどの耐震化への流れ



対象の建築物は
つぎのいずれかに
該当するものです

■ 分譲マンション（3階以上）

地階を除く階数が3以上かつ、耐火建築物または
準耐火建築物で、2以上の区分所有者がいるもの。

■ 特定建築物

不特定多数の方が利用する建築物で、
主として3階以上かつ1,000㎡以上のもの
（店舗、事務所、賃貸マンションなど）

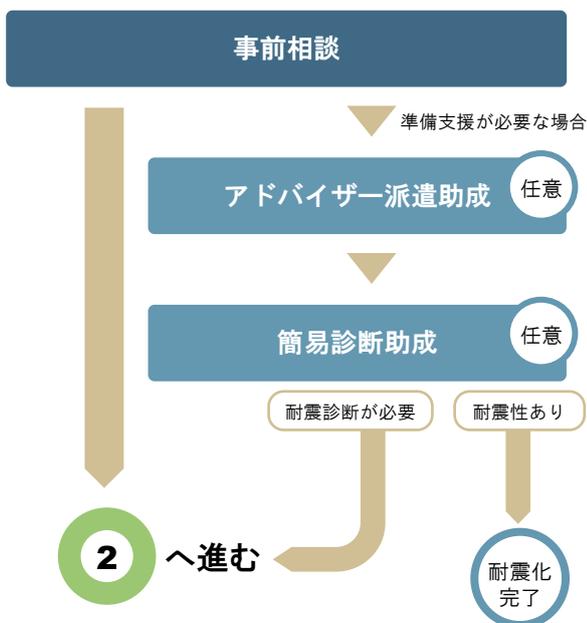
■ その他建築物

1

まずは事前相談

耐震総合窓口へご相談ください

耐震化助成を利用するためには、建築物の調査が必要となります。耐震診断に進めるよう、建築物種別や状況に応じ、アドバイザー派遣や簡易診断の制度を用いながら、耐震化への準備をサポートします。



民間建築物耐震化支援制度

建築物種別によっては、耐震化に向けた準備支援として、アドバイザー派遣費用・簡易診断費用の助成制度もあります。

アドバイザー派遣

- ・耐震診断、補強の必要性のアドバイス
- ・合意形成のアドバイス
- ・耐震化の費用や補強案作成等のアドバイス

簡易診断（その他建築物以外）

図面に基づき、建物の外部や内部の簡単な調査を行い、柱の大きさや壁の量などから強度を略算することにより、耐震化の必要性の有無を調べます。

詳細については、区のホームページ（下の二次元コード）をご覧ください、または耐震総合窓口（区役所15階、03-5984-1938）へお問い合わせください。



● 耐震セミナー

マンション等の耐震化に向けた相談ができます

主に区分所有者間の合意形成等に課題のある分譲マンションの所有者を対象に、耐震セミナーを開催しています。耐震セミナーでは、専門家による講演会や、耐震化が完了したマンションの事例紹介を行い、個別相談ができる時間を設けています。開催日は区報、ホームページ等でお知らせします。

2

耐震診断

構造計算等により建物の耐震性を調べます



助成金		
	助成率等	上限額
分譲マンション		
診断等費用 180万円以下 の場合	5/6	800万円
診断等費用 180万円以上 の場合	3/4+ 15万円	
特定建築物	2/3	150万円
その他建築物	2/3	100万円

- ※ このほか、面積による限度額もあります。
- ※ 助成を受けるためには、必ず**交付決定通知後**に**契約**を行ってください。
- ※ 耐震診断の結果、耐震化基準を満たしていた場合、設計および工事の助成は利用できません。

3

実施設計

診断結果をもとに建物の補強の設計を行います



助成金		
	助成率	上限額
分譲マンション	5/6	200万円
特定建築物	2/3	200万円

- ※ このほか、面積による限度額もあります。
- ※ 助成を受けるためには、必ず**交付決定通知後**に**契約**を行ってください。
- ※ 第三者機関による評定（設計審査）の適合を取得したうえで、報告することが必要です。

4

耐震改修等工事（耐震改修工事、除却工事※）※除却工事は、防災まちづくり事業実施地区内に限ります

耐震改修等工事を実施することで、耐震性が確保されます



助成金		
	助成率	上限額
分譲マンション	2/3	3,000万円
特定建築物	1/6	1,000万円

- ※ このほか、面積による限度額もあります。
- ※ 助成を受けるためには、必ず**交付決定通知後**に**契約**を行ってください。

2

耐震診断

構造計算等により建物の耐震性を調べます



助成金		
	助成率	上限額
耐震診断	9/10	上限なし

- ※ このほか、面積による限度額もあります。
- ※ 助成を受けるためには、必ず**交付決定通知後**に契約を行ってください。
- ※ 耐震診断の結果、耐震化基準を満たしていた場合、設計および工事の助成は利用できません。
- ※ 木造住宅の場合は、耐震診断実施制度（無料）による方法もあります。詳細は3ページをご覧ください。

3

実施設計

診断結果をもとに建物の補強の設計を行います



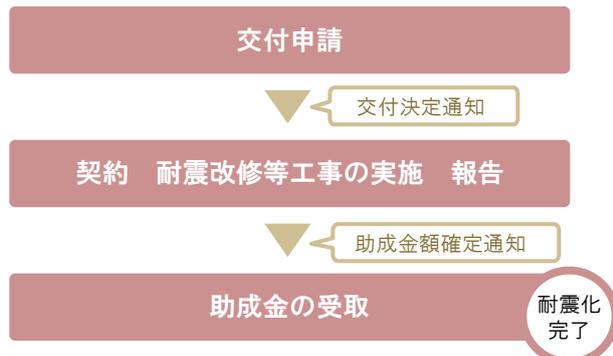
助成金		
	助成率	上限額
実施設計	5/6	1,000万円

- ※ このほか、面積による限度額もあります。
- ※ 助成を受けるためには、必ず**交付決定通知後**に契約を行ってください。
- ※ 第三者機関による評定（設計審査）の適合を取得したうえで、報告することが必要です。

4

耐震改修等工事（耐震改修工事、除却工事または建替え工事）

耐震改修等工事を実施することで、耐震性が確保されます



助成金		
	助成率	上限額
耐震改修	5/6	6,000万円
除却		
建替え		

- ※ このほか、面積による限度額もあります。
- ※ 助成を受けるためには、必ず**交付決定通知後**に契約を行ってください。



税制・融資のご案内
13ページへ



耐震化に関する 税制・融資のご案内

耐震改修等促進税制

所得税の特別控除

昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、個人の方が、自ら居住する住宅の耐震改修を行った場合、その方の所得税額から一定の算式により計算した税額を控除できます。

確定申告書に証明書等の必要書類を添付して、管轄の税務署へ申告することが必要です。

問合せ先 **練馬東税務署** 03-6371-2332(代) **練馬西税務署** 03-3867-9711(代)

固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在していた住宅および昭和57年1月2日から平成13年1月1日までに新築された、平屋建てまたは2階建ての在来軸組工法の木造住宅について、一定の耐震改修を行った場合には、その住宅に係る固定資産税（120㎡相当分まで）の税額を1年間減額します。耐震改修工事完了後3か月以内に、証明書等の必要書類を添付して、都税事務所へ申告することが必要です。

問合せ先 **東京都練馬都税事務所** 03-3993-2261(代)

耐震改修証明書の発行

所得税の特別控除および固定資産税の減免措置を受けるためには、耐震改修証明書（増改築等工事証明書）等の書類が必要です。練馬区の耐震改修工事助成を受けた場合は、耐震改修証明書を無料で発行します。耐震改修工事助成を受けていない場合は、増改築等工事証明書（耐震改修証明書と同等のもの）の発行を耐震改修工事に関する設計を行った建築士等へご依頼ください。

問合せ先 **練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係** 03-5984-1938

除却助成、建替え助成をご活用の場合

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて新築された住宅に対して、新築後新たに課税される年度から3年度分、居住部分に係る固定資産税・都市計画税の減免制度があります。くわしくは都税事務所にご確認ください。

問合せ先 **東京都練馬都税事務所** 03-3993-2261(代)

耐震改修融資制度等

練馬区産業融資あっせん

製造業、卸・小売業、サービス業など、区内の中小企業者の方に対して、耐震改修工事などの設備資金について、金融機関へ融資のあっせんを行い、区が利息の一部を負担します。

問合せ先 **練馬区 産業経済部 経済課 融資係** 03-5984-2673

住宅修築資金融資あっせん

自己資金だけでは住宅の改修工事が困難な方に対し、区内の金融機関（信用金庫、農協）に融資のあっせんを行っています。所得により区が利息の一部を負担して低利での借入れができます。

問合せ先 **練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係** 03-5984-1289

【フラット35】地域連携型

【フラット35】地域連携型とは、住宅金融支援機構と練馬区が連携し、練馬区の除却工事助成または建替え工事助成とセットで住宅取得に対する【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。引き下げの期間および金利については、住宅金融支援機構にご確認ください。

問合せ先 **住宅金融支援機構 カスタマーセンター** 0120-0860-35



関連施策のご案内

詳細については、各問合せ先へご相談ください。

① バリアフリー改修助成

既存の共同住宅、店舗等のバリアフリー化費用を助成します。

問合せ先 建築・開発担当部 建築課 福祉のまちづくり係 03-5984-1649

② アスベスト除去工事助成

吹付けアスベストの調査費用および除去工事費用を助成します。

問合せ先 環境部 環境課 環境規制係 03-5984-4712

③ 沿道工作物に対する助成

ブロック塀等の撤去費用を助成します。

問合せ先 危機管理室 防災推進課 防災事業推進係 03-5984-1686

防災まちづくり事業実施地区内の場合

問合せ先 都市整備部 防災まちづくり課 防災まちづくり担当係 03-5984-1303

塀の生け垣化にかかる費用を助成します。

問合せ先 環境部 みどり推進課 協働係 03-5984-2418

④ 狭あい道路拡幅助成など

拡幅に支障となる塀の撤去費用などを助成します。

問合せ先 建築・開発担当部 建築課 狭あい道路拡幅係 03-5984-1985

⑤ 防火防災診断（無料）

火災や地震、家の中で発生する事故の危険性を診断します。

65歳以上の方や身体障害者手帳をお持ちの方などがいる世帯が対象です。

問合せ先 危機管理室 区民防災課 区民防災第二係 03-5984-1654

⑥ 住宅改修工事事業者の情報提供

区内の事業者を一覧表にして情報提供を行っています。

問合せ先 建築・開発担当部 住宅課 管理係 03-5984-1289



施工業者との契約、工事トラブルのご注意

区は施工に関するクレームや契約上のトラブルについての責任は負いません。

業者選定にあたっては、複数の業者を比較するなど、十分に検討してください。

※ 業者と耐震診断・改修等のご契約をされる前には、診断内容や契約内容を十分理解したうえで、ご契約ください。

※ 訪問や電話・チラシなどで「無料で耐震診断します」と勧め、その後に法外な金額の工事や不要な工事の契約を強要される被害が多く発生しています。十分お気をつけください。

各家庭を訪問し、区が作成したパンフレットなどを見せて、区と関連があるような紛らわしい営業活動で耐震診断等を勧誘したり、不安をあおり補強工事の契約を結ばせようとする業者もいます。

「契約をしたが、止めたい」という時は、契約解除できる場合がありますので、すぐに消費生活センターにご相談ください。

トラブル等で当事者間の解決が難しい場合には、消費生活センターでの消費生活相談や区民相談所による法律相談等をご利用ください。

消費生活相談

練馬区消費生活センター 03-5910-4860

法律相談

練馬区区民相談所 03-5984-4523
石神井庁舎区民相談室 03-3995-1100
男女共同参画センターえーる相談室 03-3996-9050

お問い合わせ先

都市整備部 防災まちづくり課

耐震化促進係（耐震総合窓口）

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 15F

☎03-5984-1938

発行・作成 令和8年（2026年）4月